

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年4月14日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
横浜市立倉田小学校揚水管漏水修繕
- 2 履行場所
横浜市戸塚区上倉田町1426-6
横浜市立倉田小学校
- 3 契約日
令和4年4月4日
- 4 履行日
令和4年4月6日
- 5 契約金額
205,700円（税込み）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
有限会社 イワック
横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
地面から水が噴き出して地下排水管の漏水が疑われ、大量の水が漏れているため
早急に漏水を修繕する必要があった。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から管の資格を有しており、事案が生じた段階で
速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立倉田小学校